

令和 8 年 6 月 8 日招集

令和 8 年第 3 回薩摩川内市議会定例会

報 告

報告番号	件名	備考
5	専決処分の承認を求めるについて (薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について)	
6	専決処分の承認を求めるについて (薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	
7	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解するについて)	
8	令和7年度薩摩川内市一般会計継続費繰越計算書	
9	令和7年度薩摩川内市一般会計繰越明許費繰越計算書	
10	令和7年度薩摩川内市一般会計事故繰越し繰越計算書	
11	令和7年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	
12	令和7年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	
13	令和7年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計継続費繰越計算書	
14	令和7年度薩摩川内市水道事業会計予算繰越計算書	
15	令和7年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算繰越計算書	
16	令和7年度薩摩川内市下水道事業会計継続費繰越計算書	
17	令和7年度薩摩川内市下水道事業会計予算繰越計算書	

報告第 5 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

専決第 5 号

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例

薩摩川内市税条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 までを削る。

第 82 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 83 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 85 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第19項を第16項とし、第20項を第17項とし、同条に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を

「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物のいずれに該当するかの別

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の薩摩川内市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例（平成26年薩摩川内市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

専 決 処 分 す る 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）等が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る固定資産税の減額措置の拡充及び軽自動車税における環境性能割の廃止その他所要の規定の整備を早急に図る必要が生じたが、これについては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2～4 略

参 考

専決第 5 号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について (資 料)

1 改正の概要

(1) 個人の市民税について

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年延長することとした。【附則第 8 条関係】

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年延長することとした。

【附則第 17 条の 2 関係】

(2) 固定資産税について

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の減額措置について、対象資産を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、補助を受けて、同法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のものとする事とした。【附則第 10 条の 3 関係】

(3) 軽自動車税について

軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とすることとした。【第 2 章第 3 節関係】

(4) その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 施行期日等

(1) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) 固定資産税に関する経過措置

別段の定めがあるものを除き、改正後の薩摩川内市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用することとした。

(3) 軽自動車税に関する経過措置

新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとした。

報告第 6 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 8 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

専決第 6 号

薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

薩摩川内市国民健康保険税条例（平成 17 年薩摩川内市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 7 条の 2」の次に「、第 9 条の 6」を加える。

第 9 条の 2 の次に次の 4 条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）
第 9 条の 3 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.29 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,293円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について79円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 813円
- (2) 特定世帯 406円
- (3) 特定継続世帯 609円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 906円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 56円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 570円
- (イ) 特定世帯 285円
- (ウ) 特定継続世帯 427円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 647円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 40円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯

別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 407円
- (イ) 特定世帯 203円
- (ウ) 特定継続世帯 305円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 259円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 16円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 163円
- (イ) 特定世帯 82円
- (ウ) 特定継続世帯 122円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 194円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 323円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 517円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 647円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の

18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第7条、第8条及び第10条から第17条までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の薩摩川内市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専 決 処 分 す る 理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 8 3 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ、子ども・子育て支援納付金の創設及び低所得者に係る軽減の拡充その他所要の規定の整備を早急に図る必要が生じたが、これについては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（専決処分）

第 1 7 9 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 ～ 4 略

参 考

専決第 6 号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (資 料)

1 改正の概要

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 6 6 万円から 6 7 万円に引き上げるほか、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、課税額に子ども・子育て支援納付金を追加し、その課税限度額を 3 万円とすることとした。
【第 2 条第 2 項及び第 2 3 条第 1 項関係】
- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額について、所要の規定の整備を行うこととした。 【第 9 条の 3、第 9 条の 4、第 9 条の 5 及び第 9 条の 6 関係】
- (3) 国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を 3 0 万 5, 0 0 0 円から 3 1 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 5 6 万円から 5 7 万円に引き上げることとした。
【第 2 3 条第 1 項関係】
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の薩摩川内市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとした。

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、下記の事項を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 6 月 8 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

損害賠償の額を定め、和解するについて

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第 7 号

損害賠償の額を定め、和解するについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 2 4 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

公用車による交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

1 和解の相手方 住 所
氏 名

2 損害賠償の額

(1) 物件損害関係

相手方車両に対する分 3 9 9 , 1 1 9 円

(2) 人身損害関係

相手方 に対する分 4 8 7 , 7 8 3 円

3 和解の内容の要旨

(1) 本件交通事故の物件損害に係る過失割合は、本市を90パーセント、相手方を10パーセントとし、相手方に対する本市の損害賠償の額を399,119円とする。

(2) 本件交通事故の人身損害に係る過失割合は、本市を90パーセント、相手方を10パーセントとし、相手方に対する本市の損害賠償の額を487,783円とする。

(3) 今後、本件交通事故に関し、物件損害及び人身損害にかかわらず、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わない。

専 決 処 分 す る 理 由

本市公用車による交通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解するについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 略

参 考

専決第 7 号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資 料）

1 交通事故の概要

令和 7 年 9 月 5 日午後 4 時 3 0 分頃、東開聞町地内の市道竹之馬場通り線において起きた事故で、本市会計年度任用職員が、同市道路側帯に停車していた公用車を国道 3 号方向へ発進させたところ、後方から走行してきた相手方車両と衝突したものである。

この事故により、公用車は前部バンパー、右側ミラー等を、相手方車両は左側ミラー、左前部ホイール等を損傷し、公用車に 1 9 5, 4 2 6 円の、相手方車両に 4 4 3, 4 6 5 円の物件損害がそれぞれ生じた。

なお、この事故により、相手方が頸椎症を負い、治療を要した。

2 和解の内容

(1) 物件損害関係

当 事 者	本 市	相 手 方
損 害 額	1 9 5, 4 2 6 円	4 4 3, 4 6 5 円
過 失 割 合	9 0 パーセント	1 0 パーセント
責 任 額	3 9 9, 1 1 9 円	1 9, 5 4 3 円
決 済 方 法	本市は相手方に 3 9 9, 1 1 9 円を、相手方は本市に 1 9, 5 4 3 円を支払う。	

(2) 人身損害関係

当 事 者	本 市	相 手 方
治 療 費	0 円	2 5 6, 1 8 4 円
通 院 費	0 円	4, 7 9 7 円
慰 謝 料	0 円	2 8 0, 0 0 0 円
文 書 料	0 円	1, 0 0 0 円
合 計	0 円	5 4 1, 9 8 1 円
過 失 割 合	9 0 パーセント	1 0 パーセント
責 任 額	4 8 7, 7 8 3 円	0 円
決 済 方 法	本市は相手方に 4 8 7, 7 8 3 円を支払う。	

3 その他

相手方への支払額 8 8 6, 9 0 2 円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済災害共済金から直接支払われる予定である。

令和 7 年度薩摩川内市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和 7 年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				繰越金	未収入特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2	1	本庁舎受変電設備大規模改修事業	円 584,118,000	円 385,324,000	円 0	円 385,324,000	円 129,931,000	円 255,393,000	円 255,393,000	円 3,293,000	円 0	円 252,100,000	円 0

令和 8 年 6 月 8 日提出

薩摩川内市長 田中良二

参考

報告第 8 号

令和 7 年度薩摩川内市一般会計継続費繰越計算書 (資料)

(単位：円)

課所	No.	事業名	繰越決定額	繰越理由	完了(予定)日	備考
管財課	1	本庁舎受変電設備大規模改修事業	255,393,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことより、年度内に完成できないため繰り越したものの。	R8. 8. 31	

令和 7 年度薩摩川内市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
					円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	遊休公共施設解体事業	14,994,000	14,994,000			14,600,000			394,000
		本庁舎非常用放送設備更新事業	6,160,000	3,080,000						3,080,000
		青瀬地区コミュニティセンタートイレ改修等工事業	52,742,000	52,029,000			52,000,000			29,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム附票等改修事業	5,951,000	5,951,000		5,951,000				
3 民生費	3 児童福祉費	保育所等整備事業	21,382,000	16,090,000		10,727,000				5,363,000
		物価高対応子育て応援手当支給事業	6,499,000	6,499,000		6,499,000				
		放課後児童クラブ施設整備事業	25,239,000	25,238,000		23,135,000				2,103,000
4 衛生費	1 保健衛生費	すこやかふれあいプラザ空調設備改修事業	29,857,000	18,989,000						18,989,000
	2 清掃費	川内クリーンセンター北側倉庫電気設備整備事業	4,070,000	4,070,000						4,070,000
		川内クリーンセンター地下水揚水施設整備事業	51,000,000	42,624,000			31,900,000			10,724,000
6 農林水産業費	1 農業費	農産物生産施設用燃油高騰対策支援事業	32,200,000	32,200,000		27,900,000				4,300,000
		産地生産基盤パワーアップ事業	254,536,000	231,397,000		231,397,000				
	2 畜産業費	畜産飼料高騰対策支援事業	30,500,000	2,614,000						2,614,000
	3 農業土木費	農業用施設整備事業	30,000,000	14,000,000						14,000,000
		農地耕作条件改善事業 川内地区	5,000,000	5,000,000						5,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
6 農林水産業費	3 農業土木費	諏訪ため池廃止事業	7,000,000	7,000,000					7,000,000
		農業施設維持補修事業 堀田地区	8,000,000	8,000,000		3,200,000	4,400,000		400,000
		農業水路等長寿命化防災減災事業 川江水路	5,000,000	5,000,000		5,000,000			
		永田排水機場改修事業	66,193,000	66,193,000		61,000,000			5,193,000
	4 林業費	林業用燃油高騰対策支援事業	18,360,000	18,360,000		15,900,000			2,460,000
		林道西川内線道路改良事業	10,500,000	10,500,000			10,500,000		
	5 水産業費	漁業用燃油高騰対策支援事業	38,346,000	38,346,000		33,200,000			5,146,000
		地方創生港整備交付金事業	27,156,000	27,156,000		13,578,000	12,200,000		1,378,000
		水産物供給基盤機能保全事業	40,500,000	40,500,000		30,000,000	8,900,000		1,600,000
		片野浦漁港機能維持事業	10,000,000	10,000,000			10,000,000		
		唐浜漁港海岸機能維持事業	6,000,000	6,000,000			6,000,000		
7 商工費	1 商工費	甌島航路フェリー代船支援事業	9,017,000	9,017,000					9,017,000
		肥薩おれんじ鉄道災害復旧支援事業	1,554,000	1,554,000					1,554,000
		キャッシュレス決済による地域経済対策事業	290,000,000	290,000,000		270,045,000			19,955,000
		物価高騰対応給付金支給事業	503,466,000	78,186,000		15,000,000			63,186,000
		川内港背後地調査事業	35,000,000	35,000,000					35,000,000
		WEB物産展開催事業	11,000,000	11,000,000		9,500,000			1,500,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
7 商工費	1 商工費	薩摩川内市まんぞく宿泊GO!GO!キャンペーン事業	36,000,000	36,000,000		31,100,000			4,900,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	156,168,000	145,188,000			26,100,000		119,088,000
		一般道路整備事業	30,226,000	30,226,000	90,000	3,843,000	1,000,000		25,293,000
		川内港背後地北側道路整備事業	4,818,000	4,818,000					4,818,000
		橋梁維持補修事業	311,007,000	310,236,000		171,000,000	111,600,000		27,636,000
	3 河川費	流域治水対策事業	308,550,000	282,170,000			281,400,000		770,000
		河川維持補修事業	46,861,000	16,150,000			16,100,000		50,000
		急傾斜地崩壊対策事業	24,170,000	24,170,000		12,085,000	12,000,000		85,000
	5 都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	21,000,000	21,000,000		2,625,000			18,375,000
		都市計画マスタープラン地域別構想検討事業	4,663,000	4,663,000					4,663,000
		横馬場田崎線整備事業	216,131,000	188,665,000	50,000	102,115,000	83,500,000		3,000,000
9 消防費	1 消防費	消防資機材整備事業	79,604,000	79,604,000			78,900,000		704,000
		避難所トイレ整備事業	24,100,000	24,100,000			24,000,000		100,000
		避難所生活環境改善事業	13,780,000	13,780,000		6,890,000			6,890,000
		防災行政無線システム更新事業(第2期)	357,974,000	357,974,000			357,900,000		74,000
		地域コミュニティ無線設備取替修繕事業	10,065,000	9,983,000			9,900,000		83,000
10 教育費	2 小学校費	GIGAタブレット端末廃棄事業	3,421,000	3,421,000				3,421,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10 教育費	2 小学校費	小学校教室整備事業	18,880,000	18,880,000					18,880,000
		高圧受電設備整備事業	91,300,000	91,300,000	57,000,000				34,300,000
	3 中学校費	G I G Aタブレット端末廃棄事業	1,426,000	1,426,000					1,426,000
		中学校教室整備事業	15,100,000	15,100,000					15,100,000
		駐車場整備事業	2,998,000	2,998,000					2,998,000
	4 幼稚園費	中津幼稚園移転事業	99,095,000	85,911,000	42,211,000			32,083,000	11,617,000
5 社会教育費	樋脇郷土館電灯変圧器更新事業	1,287,000	1,287,000	1,250,000				37,000	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年公共農林水産施設災害復旧事業(林道)	264,500,000	261,500,000		138,600,000	73,700,000		49,200,000
		現年公共農林水産施設災害復旧事業(農地・農業用施設)	226,000,000	206,000,000		198,830,000	5,700,000		1,470,000
	2 土木施設災害復旧費	現年公共土木災害復旧事業	591,469,000	554,489,000		395,623,000	119,800,000		39,066,000
		現年単独土木災害復旧事業	73,482,000	10,000,000					10,000,000
13 諸支出金	2 公営企業費	水道料金減免対策事業(水道事業)	320,000,000	320,000,000		268,800,000			51,200,000
		水道料金減免対策事業(簡易水道事業)	24,000,000	24,000,000		17,860,000			6,140,000
合 計			5,035,297,000	4,281,626,000	100,601,000	2,111,403,000	1,352,100,000	32,083,000	685,439,000

令和 8 年 6 月 8 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 考

報告第 9 号

令和 7 年度薩摩川内市一般会計繰越明許費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了（予定）日	備 考
管財課	1	遊休公共施設解体事業	14,994,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 5.15	
管財課	2	本庁舎非常用放送設備更新事業	3,080,000	早急な改修が必要なため12月に補正予算措置したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 7.31	
コミュニティ課	3	青瀬地区コミュニティセンタートイレ改修等工事事業	52,029,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 4.17	
市民課	4	戸籍システム附票等改修事業	5,951,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 9.30	
子育て支援課	5	保育所等整備事業	16,090,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 7.31	
子育て支援課	6	物価高対応子育て応援手当支給事業	6,499,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 7.31	
子育て支援課	7	放課後児童クラブ施設整備事業	25,238,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 9.30	
市民健康課	8	すこやかふれあいプラザ空調設備改修事業	18,989,000	早急な改修が必要なため12月に補正予算措置したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 3.31	
環境課	9	川内クリーンセンター北側倉庫電気設備整備事業	4,070,000	早急な整備が必要なため3月に補正予算措置したことにより、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 6.30	
環境課	10	川内クリーンセンター地下水揚水施設整備事業	42,624,000	早急な対応が必要なため12月に補正予算措置したことにより、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8.12.25	
畜産営農課	11	農産物生産施設用燃油高騰対策支援事業	32,200,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 5.29	

(単位：円)

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了(予定)日	備 考
畜産営農課	12	産地生産基盤パワーアップ事業	231,397,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R9. 3.31	
畜産営農課	13	畜産飼料高騰対策支援事業	2,614,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 5.29	
耕地林務水産課	14	農業用施設整備事業	14,000,000	公共事業の施工時期の平準化を目的とした15箇月執行予算のため繰り越したもの。	R8. 8.31	
耕地林務水産課	15	農地耕作条件改善事業 川内地区	5,000,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
耕地林務水産課	16	諏訪ため池廃止事業	7,000,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 7.31	
耕地林務水産課	17	農業施設維持補修事業 堀田地区	8,000,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 6.30	
耕地林務水産課	18	農業水路等長寿命化防災減災事業 川江水路	5,000,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 7.30	
耕地林務水産課	19	永田排水機場改修事業	66,193,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
耕地林務水産課	20	林業用燃油高騰対策支援事業	18,360,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
耕地林務水産課	21	林道西川内線道路改良事業	10,500,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 6.18	
耕地林務水産課	22	漁業用燃油高騰対策支援事業	38,346,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
耕地林務水産課	23	地方創生港整備交付金事業	27,156,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	

(単位：円)

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了(予定)日	備 考
耕地林務水産課	24	水産物供給基盤機能保全事業	40,500,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
耕地林務水産課	25	片野浦漁港機能維持事業	10,000,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
耕地林務水産課	26	唐浜漁港海岸機能維持事業	6,000,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
企画政策課	27	甌島航路フェリー代船支援事業	9,017,000	補助対象事業者の事業進捗の状況等により、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 9.30	
企画政策課	28	肥薩おれんじ鉄道災害復旧支援事業	1,554,000	補助対象事業者の事業進捗の状況等により、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R9. 3.31	
経済政策課	29	キャッシュレス決済による地域経済対策事業	290,000,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 8.31	
経済政策課	30	物価高騰対応給付金支給事業	78,186,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 9.30	
新産業創造室	31	川内港背後地調査事業	35,000,000	早急な調査が必要なため9月に予算措置したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 9.30	
観光物産課	32	WEB物産展開催事業	11,000,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 9.30	
観光物産課	33	薩摩川内市まんぞく宿泊GO!GO!キャンペーン事業	36,000,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8.11.30	
道路河川課	34	道路維持補修事業	145,188,000	関係機関との調整に不測の期間を要したこと及び公共事業の施工時期の平準化を目的とした15箇月執行予算のため繰り越したものの。	R8.12.25	
道路河川課	35	一般道路整備事業	30,226,000	用地取得に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	

(単位：円)

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了(予定)日	備 考
道路河川課	36	川内港背後地北側道路整備事業	4,818,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
道路河川課	37	橋梁維持補修事業	310,236,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
道路河川課	38	流域治水対策事業	282,170,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
道路河川課	39	河川維持補修事業	16,150,000	用地取得に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
道路河川課	40	急傾斜地崩壊対策事業	24,170,000	周辺住民との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8.12.25	
都市整備課	41	都市計画マスタープラン策定事業	21,000,000	関係機関との調整に期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 3.23	
都市整備課	42	都市計画マスタープラン地域別構想検討事業	4,663,000	関係機関との調整に期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 3.23	
道路河川課	43	横馬場田崎線整備事業	188,665,000	用地取得及び補償交渉に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
消防総務課	44	消防資機材整備事業	79,604,000	車両の製造艱装に不測の期間を要したことにより、年度内に納品されないため繰り越したもの。	R8. 4.17	
防災安全課	45	避難所トイレ整備事業	24,100,000	工法等の検討に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 8.31	
防災安全課	46	避難所生活環境改善事業	13,780,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8.11.30	
防災安全課	47	防災行政無線システム更新事業(第2期)	357,974,000	機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 4. 3	

(単位：円)

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了(予定)日	備 考
防災安全課	48	地域コミュニティ無線設備取替修繕事業	9,983,000	資機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 7.31	
教育総務課	49	G I G Aタブレット端末廃棄事業	3,421,000	再資源化処分に不測の期間を要したことにより、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8.12.28	
教育総務課	50	小学校教室整備事業	18,880,000	早急な整備が必要のため3月に補正予算措置したことにより、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 6. 1	
教育総務課	51	高圧受電設備整備事業	91,300,000	機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
教育総務課	52	G I G Aタブレット端末廃棄事業	1,426,000	再資源化処分に不測の期間を要したことにより、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8.12.28	
教育総務課	53	中学校教室整備事業	15,100,000	早急な整備が必要のため3月に補正予算措置したことにより、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8. 6. 1	
教育総務課	54	駐車場整備事業	2,998,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 4.30	
教育総務課	55	中津幼稚園移転事業	85,911,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 8.21	
社会教育課	56	樋脇郷土館電灯変圧器更新事業	1,287,000	機材の調達に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 9.30	
耕地林務水産課	57	現年公共農林水産施設災害復旧事業(林道)	261,500,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
耕地林務水産課	58	現年公共農林水産施設災害復旧事業(農地・農業用施設)	206,000,000	関係機関との調整に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.26	
道路河川課	59	現年公共土木災害復旧事業	554,489,000	災害査定及び土地所有者との交渉に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 2.25	

(単位：円)

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完了(予定)日	備 考
道路河川課	60	現年単独土木災害復旧事業	10,000,000	測量設計に期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 9.25	
経営管理課	61	水道料金減免対策事業(水道事業)	320,000,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8.11.30	
経営管理課	62	水道料金減免対策事業(簡易水道事業)	24,000,000	国の補正予算関連事業として実施するもので、年度内に完了できないため繰り越したもの。	R8.11.30	

令和7年度薩摩川内市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
11	2	土木施設 災害復旧 事業	円 100,000,000	円 100,000,000	円 100,000,000	円 100,000,000	円 5,200,000	円	円	円	円 94,800,000	不可視部分で あった市道路肩部 等に被災が確認さ れたことから、関 係機関との協議及 び追加工事が必要 となり、年度内に 完成できないため 繰り越したもの。	

10-1

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

参 考

報告第10号

令和7年度薩摩川内市一般会計事故繰越し繰越計算書（資料）

（単位：円）

課 所	No.	事 業 名	繰 越 決 定 額	繰 越 理 由	完 了（予 定）日	備 考
道路河川課	1	過年公共土木災害復旧事業	100,000,000	不可視部分であった市道路肩部等に被災が確認されたことから、関係機関との協議及び追加工事が必要となり、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8. 7. 31	

令和7年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1事業費	1事業費	天辰第一地区土地区画整理事業	6,793,000	4,909,000					4,909,000

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

11-1

参考

報告第11号

令和7年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課所	事業名	繰越決定額	繰越理由	完了（予定）日	備考
都市整備課	天辰第一地区土地区画整理事業	4,909,000	換地処分業務について、出来形確認測量に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 3.17	

令和7年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国県支出金	地方債		
					円	円	円	円	円
1事業費	1事業費	天辰第二地区土地区画整理事業	207,098,000	152,949,000	9,271,000	25,566,000	20,100,000	98,012,000	

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

12-1

参考

令和7年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課所	事業名	繰越決定額	繰越理由	完了（予定）日	備考
都市整備課	天辰第二地区土地区画整理事業	152,949,000	国の補正予算関連事業として実施するものであること及び建物移転補償に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9. 3.17	

令和7年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				繰越金	未収入特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
1	1	上甕島診療所整備事業	円 1,790,867,000	円 716,345,000	円 0	円 716,345,000	円 588,290,000	円 128,055,000	円 128,055,000	円 55,000	円	円 128,000,000	円

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

参考

報告第13号

令和7年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計継続費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課所	No.	事業名	繰越決定額	繰越理由	完了（予定）日	備考
保健政策課	1	上甕島診療所整備事業	128,055,000	実施設計等の変更により、翌年度の支払額に変更が見込まれることから繰り越したもの。	R8.12.24	

令和7年度薩摩川内市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	中郷地区配水管切り直し事業	円 15,300,000	円	円 15,300,000	円	円	円 7,357,000	円 7,943,000	円	円	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。 完了(予定)日 令和8年7月31日
		樋脇中央PC配水池緊急遮断弁電気設備事業	23,500,000		23,500,000				23,500,000			資機材の調達に相当の期間を要したことから、年度内に完成できないため繰り越したもの。 完了(予定)日 令和8年9月30日
		樋脇中央PC配水池緊急遮断弁設置事業	16,500,000		16,500,000				16,500,000			資機材の調達に相当の期間を要したことから、年度内に完成できないため繰り越したもの。 完了(予定)日 令和8年9月30日
		市道向田・高城線断水仕切弁設置事業	28,000,000		28,000,000				28,000,000			関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。 完了(予定)日 令和8年7月21日
合	計		83,300,000		83,300,000			7,357,000	75,943,000			

14-1

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

令和7年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	水道施設災害復旧事業	円 20,098,000	円	円 20,098,000	円 15,916,000	円 3,900,000	円	円 282,000	円	円	関係機関との協議に不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。 完了(予定)日 令和9年3月31日

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

令和7年度薩摩川内市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国県補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保資金	
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	向田ポンプ場ゲート設備整備事業	298,000,000	211,400,000	85,600,000	297,000,000	91,732,000	205,268,000	205,268,000	80,130,000	102,600,000	22,504,000	34,000	
		宮里浄化センター水処理施設更新事業（第2期）	546,000,000	83,800,000		83,800,000		83,800,000	83,800,000	22,550,000	37,700,000	23,540,000	10,000	
合計			844,000,000	295,200,000	85,600,000	380,800,000	91,732,000	289,068,000	289,068,000	102,680,000	140,300,000	46,044,000	44,000	

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二

参考
報告第16号

令和7年度薩摩川内市下水道事業会計継続費繰越計算書（資料）

（単位：円）

課所	事業名	繰越決定額	繰越理由	完了（予定）日	備考
下水道室	向田ポンプ場ゲート設備整備事業	205,268,000	工程等の見直しに不測の期間を要したことから、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R9.2.26	
	宮里浄化センター水処理施設更新事業（第2期）	83,800,000	工程等の見直しに不測の期間を要したことから、年度内に完成できないため繰り越したもの。	R8.9.30	

令和7年度薩摩川内市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	川内地区公共下水道整備事業	円 522,000,000	円 4,046,000	円 517,954,000	円 146,850,000	円 364,200,000	円	円 6,904,000	円	円	工程等の見直しに不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。 完了(予定)日 令和9年1月13日
		内水浸水リスクマネジメント推進整備事業	22,500,000		22,500,000	9,000,000		13,500,000				円
2 特定環境保全公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	長浜地区下水道整備事業	32,300,000	12,671,000	19,629,000		18,400,000		1,229,000			工程等の見直しに不測の期間を要したことにより、年度内に完成できないため繰り越したもの。 完了(予定)日 令和8年9月30日
合計			576,800,000	16,717,000	560,083,000	155,850,000	382,600,000	13,500,000	8,133,000			

17-1

令和8年6月8日提出

薩摩川内市長 田中良二